

建設リサイクル法に関する届出の手引き

この届出書は工事に着手する日の7日前までに
建築指導課に提出して下さい。

羽曳野市 都市開発部 建築指導課

TEL 072 (958) 1111 (内 2511・2512・2513)

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）の抜粋

（目的）

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（施行日）

平成14年5月30日施行

○特定建設資材

分別解体等及び再資源化等の対象となる特定建設資材の指定に当たっては、①その再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること、②再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない（義務付けが過度の負担にならない）ことの2点を考慮し、以下の（表）を特定建設資材として指定している。

（表）

特定建設資材	コンクリート
	コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
	木材
	アスファルト・コンクリート

○届出に必要な対象建設工事の種類と規模

上表の特定建築資材を用いた（使用する）下表に掲げる工事について、発注者（建築主）は工事に着手する日の7日前までに届出書の提出が必要となります。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

尚、再資源化等については、下記の機関までお問い合わせ下さい。

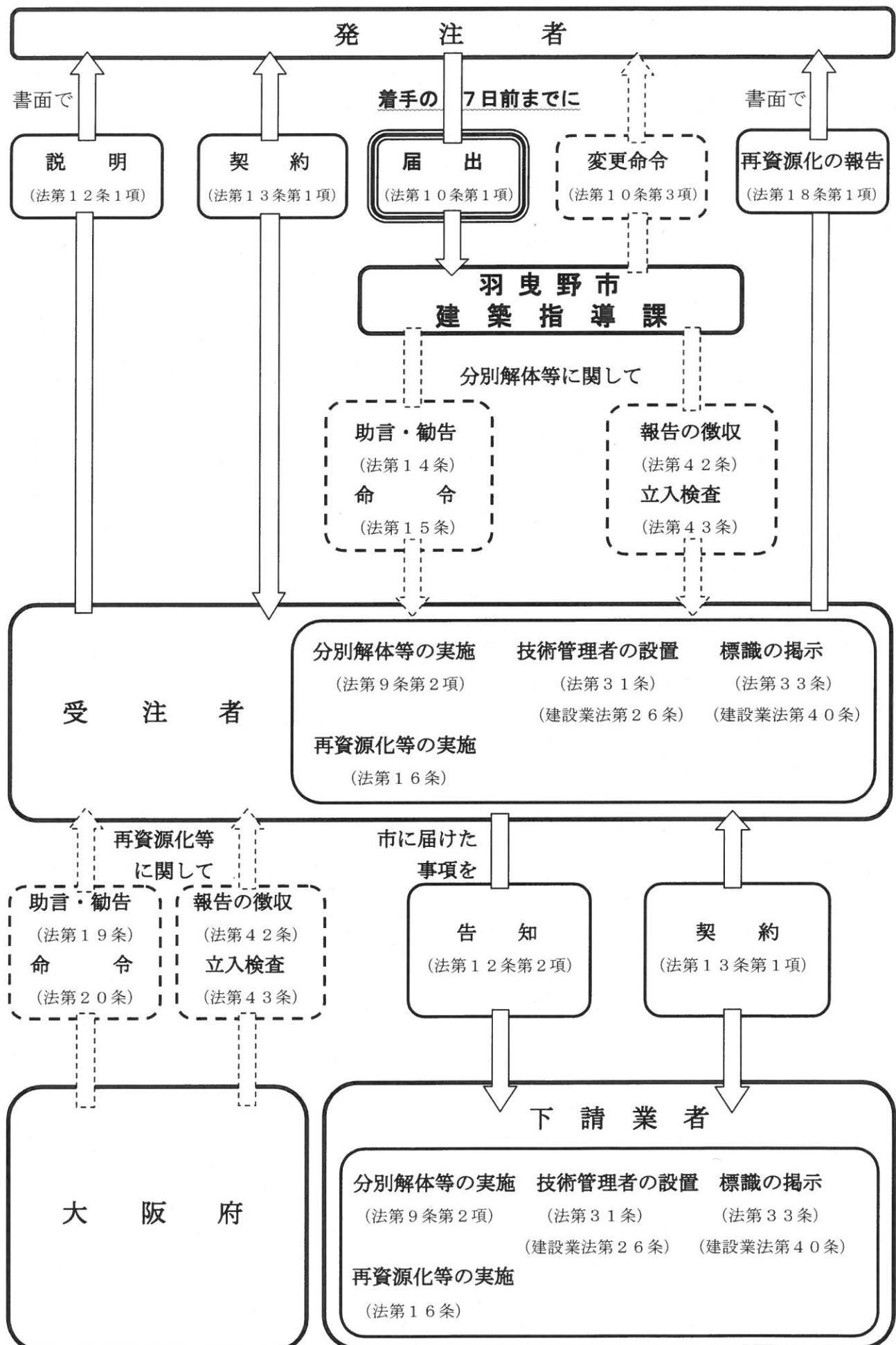
また、再資源化等に関する調査にご協力下さい。

大阪府環境農林水産部環境指導室産業廃棄物指導課

建設廃棄物指導グループ

電話 06-6941-0351

発注から実施への流れ



建設リサイクル法届出内容

1) 届出に必要な対象建設工事の種類と規模

対象建設工事の種類	規模の基準	記載例
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上	5・6 ページ
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上	5・7 ページ
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上	5・7 ページ
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500 万円以上	5・8 ページ

2) 届出日等

工事に着手する日の7日前までに提出しなければならない。

3) 届出の窓口

- (1) 届出書及び変更届出書（以下「届出書等」という。）の提出の受付は、建築指導課で行います。
(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の届出の窓口

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（大阪府若しくは奈良県）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の届出書受付行政庁のすべてに対し届出をして下さい。

4) 届出書等の受付

- (1) 提出部数

届出書等の部数は、2部とします。

- (2) 受付時間

届出書等の受付は、開庁日の開庁時間内において行います。

- (3) 届出の完了時点

届出書の受理が完了した時点とします。尚、受理できない場合は無効となります。

- (4) 工事中に対象建設工事となった場合

当初、対象建設工事でなかった工事で、工事変更等により対象建設工事となった場合、速やかに届出を行って下さい。

(注) 添付図書の不備等の場合は、受付及び受理できません。

5) 変更届出

変更届出は、対象建設工事の着手前に限って届出事項に変更がある場合又は変更命令により変更届出が必要な場合に行うものです。工事の規模を変更した場合、分別解体等の計画の変更を命じられた場合など、工事の前提条件が変わった場合については、変更届出を行うことが必要です。

6) 届出書等の様式の据え付け

届出書等の様式は、建築指導課の窓口で入手することができます。なお、様式第一号並びに別表1から3については大阪府ホームページでも入手できます。

7) 届出が不要な場合の分別解体の実施義務

分別解体等の実施義務や分別解体等の実施基準は当然適用されることから、必要に応じて隋時分別解体等の計画を変更しながら適切な分別解体等を実施すべきである事に変わりありません。

添付図書等の記載事項説明

	図書の種類	記載事項
①	届出書	様式第一号
②	別表（1～3） 右の表1～3の該当するものを提出	(別表1) 建築物に係る解体工事に関する書式 (別表2) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕模様替)に関する書式 (別表3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築
③	付近見取図 (現場位置図)	案内図は、当該建設工事を含む地域の地図等に、工事施工箇所に朱色で明示したもの。 サイズA4
④	設計図又は写真	建築物等の設計図(立面図)又は、写真(写真の場合は、外観のわかるもの1枚以上。デジカメ可)
⑤	工程表	届出書では、記述スペースが狭いため、極力、工程表の添付をお願いします。

尚、変更届出書については建築指導課にお問い合わせ下さい。

◎届出書等の綴り方

届出書等の綴り方は、①届出書、②別表（1～3の該当する工事の種類で1枚）、③付近見取図④設計図又は写真（外観写真、デジタルカメラ可）、⑤工程表の順に綴り、左側1箇所又は2箇所が固定されていること。なお、両面複写であっても差し支えない。

届出の綴り方

